

熊本県公報

第 1 1 5 4 0 号
平成 19 年 4 月 20 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室)	1
○保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定……………(”)	2
○水俣港公有水面埋立しゅん功認可……………(港湾課)	2
○道路の区域変更……………(道路保全課)	3
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課)	3
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	4
○ ”……………(”)	4
○ ”……………(”)	4
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課)	5
○換地計画の決定……………(農村整備課)	6
○平成 19 年度熊本県調理師試験の実施……………(健康づくり推進課)	6
○基本測量の終了……………(監理課)	7
○基本測量の実施……………(”)	7
○道路パトロールカー(ダブルキャブトラック)の一般競争入札の実施(管理調達課)	7
○開発行為工事完了……………(建築課)	10
○ ”……………(”)	10
○ ”……………(”)	10
○ ”……………(”)	10
○堆肥造粒設備の購入に係る一般競争入札後の落札者決定……………(管理調達課)	11
○袋詰装置の購入に係る一般競争入札後の落札者決定……………(”)	11
○膨潤材製造装置の購入に係る一般競争入札後の落札者決定……………(”)	11
○堆肥化連続混合装置及び堆肥化混合装置(ミキサーフィーダー)の購入に係る一般競争入札後の落札者決定……………(”)	12

告 示

熊本県告示第 396 号
 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
 平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター宇城 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の名称	アイリスケアセンター宇城	ニチイケアセンター宇城	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 397 号
 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩付 429 の 6、429 の 7
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 398 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山 1720 の 60
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 399 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子
 - 2 しゅん功認可年月日
 平成 19 年 4 月 12 日
 熊本県指令港第 2 号
 - 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ・ 1 工区
 水俣市大字月の浦字前田 54 の 56、54 の 41、54 の 40 及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面
 - ・ 2 工区
 水俣市大字月の浦字前田 54 の 40、54 の 148 及び 54 の 147 地先公有水面
 - ・ 3 工区
 水俣市大字月の浦字前田 54 の 149、54 の 141 地先公有水面
 - (2) 区域
 - ・ 1 工区
 次の地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成 14 年の秋分の満潮位（D.L.+3.52 メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成 14 年 1 月 18 日付け熊本県指令港第 17 号の免許に係る埋立ての埋立区域により囲まれた区域
 - ・ 2 工区
 次の地点のうち⑪の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から 154 度 10 分 11 秒 18.50 メートル地点を円心とする半径 18.50 メートルの円周で⑭の地点と⑮の地点とを結ぶ北西側の円弧及び⑯の地点と⑪の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ・ 3 工区
 次の地点のうち⑰の地点から 172 度 38 分 59 秒 23.50 メートル地点を円心とする半径 23.50 メートルの円周で⑱の地点と⑲の地点を結ぶ北西側の円弧、⑲の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ満潮位における公有水面と緑鼻防波堤（B）との境界線及び㉒の地点と⑱の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- ①の地点 江添四等三角点（北緯 32 度 11 分 52 秒 362、東経 130 度 23 分 48 秒 835。以下「基点」という。）から 266 度 22 分 04 秒 429.30 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 326 度 52 分 56 秒 20.50 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 328 度 22 分 16 秒 15.89 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 334 度 13 分 47 秒 5.47 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 339 度 17 分 33 秒 21.67 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 347 度 28 分 26 秒 21.78 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 355 度 39 分 26 秒 21.86 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 1 度 49 分 13 秒 11.00 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 3 度 24 分 53 秒 8.04 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 156 度 10 分 57 秒 119.80 メートルの地点
- ⑪の地点 基点から 282 度 18 分 31 秒 466.20 メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 13 度 56 分 23 秒 6.85 メートルの地点

- ⑬の地点 ⑫の地点から 16 度 07 分 14 秒 7.27 メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 18 度 41 分 52 秒 20.34 メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 19 度 14 分 38 秒 5.42 メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 64 度 10 分 08 秒 25.09 メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 71 度 01 分 00 秒 4.41 メートルの地点
- ⑱の地点 基点から 290 度 28 分 31 秒 443.80 メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 253 度 24 分 35 秒 7.55 メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 244 度 10 分 10 秒 19.95 メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から 19 度 10 分 10 秒 4.54 メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から 50 度 47 分 23 秒 30.86 メートルの地点

(3) 面積

- 1 工区 1,889.84 平方メートル
- 2 工区 532.09 平方メートル
- 3 工区 223.99 平方メートル
- 合計 2,645.92 平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号
平成 16 年 1 月 14 日
熊本県指令港第 12 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村
水俣市

熊本県告示第 400 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 19 年 4 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	同所	前	16.5	41.8	廃道処分
			後	21.4		
前	16.3	41.8				
後	16.8					

2 区域を変更する期日 平成 19 年 4 月 20 日

熊本県告示第 401 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 4 月 11 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種別	題名	指定理由
有害指定 映画	婚前乱交 花嫁は牝になる（新東宝） 催眠エクスタシー覗かれた性交癖（オーピー） 悶絶 ほとぼしる愛欲（新東宝） 妻のいここ 情炎に流されて（オーピー） 愛人萌子 性生活（新日本） 未亡人女将 真夜中の喘ぎ（新東宝） 新婚性教育 制服の花嫁（オーピー） 淫婦義母 エマニエル夫人（新日本） 四十路寮母 男の夜這い床（新日本）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

うづく人妻たち 連続不倫 (新東宝)
乱姦調教 牝犬たちの肉宴 (オーピー)
不倫する美人妻 淫らにやって (新東宝)
弁護士の秘書 奥出しでイカせて (オーピー)
パイザリ修道院 私を懺悔して! (新日本)
エロばなし ニッポンのオナニー (新東宝)

熊本県告示第 402 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字犬防田 476 の 52
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 403 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字佐別當 4264
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 404 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字浦田 421 の 1、424、449、453、457、459 の 1、462 の 1、463、464、字神ノ元 518、字臺田 630、字赤瀬 634、字梨ノ木平 1395、1423
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字浦田 464、424・449・453・457・459 の 1・462 の 1・463・字神ノ元 518・字赤瀬 634・字梨ノ木平 1395・1423（以上 11 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第352号

玉名市玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成19年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	島 津 勇 典	玉名市山田 1640 番地
"	堀 本 泉	玉名市滑石 4322 番地 2
"	堤 幸 佳	玉名市両迫間 952 番地
"	村 上 國 武	玉名市津留 910 番地
"	竹 下 武 藏	玉名市川島 857 番地 1
"	石 橋 正 吉	玉名市伊倉北方 2964 番地 2
"	大 西 智 弘	玉名市大浜町 3636 番地
"	河 野 征 史	玉名市月田 1259 番地
"	高 村 四 郎	玉名市下小田 874 番地 1
"	東 五 男	玉名市大倉 573 番地 3
"	中 西 正	玉名市玉名 2641 番地 1
"	池 本 静 男	玉名市大浜町 3685 番地 2
"	作 本 國 勝	玉名市滑石 1407 番地
"	松 嶋 獎 市	玉名市三ツ川 1246 番地 2
"	蓑 田 凱 彰	玉名市大浜町 2424 番地
"	嶋 村 好 廣	玉名市築地 1737 番地 3
"	島 田 茂 實	玉名市石貫 271 番地
監事	本 田 泉	玉名市大浜町 3576 番地
"	御代田 二 六	玉名市石貫 2416 番地
"	下 田 直 道	玉名市滑石 1806 番地
就任		
理事	島 津 勇 典	玉名市山田 1640 番地
"	堀 本 泉	玉名市滑石 4322 番地 2
"	堤 幸 佳	玉名市両迫間 952 番地
"	村 上 國 武	玉名市津留 910 番地
"	宇 田 英 二	玉名市北牟田 789 番地
"	坂 西 良 治	玉名市横田 216 番地
"	高 本 雪 廣	玉名市大浜町 3361 番地
"	前 村 國 博	玉名市溝上 189 番地
"	高 村 四 郎	玉名市下小田 874 番地 1
"	西 村 弘 憲	玉名市青野 1108 番地
"	中 西 正	玉名市玉名 2641 番地 1
"	蓑 田 誠 一	玉名市大浜町 3763 番地 2
"	作 本 國 勝	玉名市滑石 1407 番地
"	鋏 本 勝 利	玉名市三ツ川 1231 番地
"	蓑 田 凱 彰	玉名市大浜町 2424 番地
"	田 代 敏	玉名市山田 408 番地
"	城 戸 年 義	玉名市富尾 1168 番地 1
監事	嶋 村 好 廣	玉名市築地 1737 番地 3
"	木 野 義 光	玉名市小野尻 404 番地
"	河 部 公 義	玉名市箱谷 748 番地

熊本県公告第353号

県営末広地区経営体育成基盤整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成19年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成19年4月23日から
平成19年5月23日まで
- 2 縦覧の場所 玉名市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第354号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、平成19年度調理師試験を次の要領で実施する。

平成19年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
平成19年8月21日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目1番100号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学 歴
学校教育法第47条（高等学校の入学資格）に規定する者
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課で配付する。ただし、県外居住者にあつては郵送での配付も行う。その場合、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 願書受付期間
平成19年6月4日（月）から平成19年6月8日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成19年6月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
 - (4) 提出書類
 - ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
 - イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
学校教育法第47条（高等学校の入学資格）に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
 - ウ 写真 1枚
提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの本人であることが確認できる写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。

- エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前 6 か月以内に交付されたもの） 1 部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に
限る。
- (5) 受験手数料
6,200 円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200 円分の郵便小為替）
受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
合格者は、平成 19 年 9 月 6 日（木）午前 10 時に熊本県庁本館ロビー及び各保健所及
び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他
(1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づ
くり推進課（電話 096-333-2208）に行うこと。
(2) 熊本県個人情報保護条例第 22 条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得
点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から 1 か月以内とし、開示場所は熊本県健康福祉
部健康づくり推進課とする。

熊本県公告第 355 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から基
本測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000 地形図修 正測量）	平成 18 年 4 月 20 日から 平成 19 年 3 月 23 日まで	熊本県内全域

熊本県公告第 356 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次
のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000 地形図修 正測量）	平成 19 年 4 月 9 日から 平成 20 年 3 月 24 日まで	熊本県内全域

熊本県公告第 357 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量
道路パトロールカー（ダブルキャブトラック） 3 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 7 月 18 日（水）
- (4) 納入場所
熊本県熊本土木事務所及び熊本県天草地域振興局
- (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行
う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札
（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、
あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札
手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに
相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。)による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県土木部監理課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 4 月 20 日(金)から平成 19 年 4 月 27 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日(火)までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日(火)から平成 20 年 7 月 31 日(木)まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 20 日(金)から平成 19 年 5 月 9 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成19年4月20日（金）から平成19年5月9日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
 - ア 電子入札システムによる入札
4の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前9時～午後5時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年5月15日（火）午後4時
 - イ 紙入札方式による入札
日時 平成19年5月16日（水）午前10時から
場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
 - ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
 - イ 紙入札方式の場合
6の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年5月15日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
 - ケ 二以上の意思表示を行った入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札決定の日から 14 日以内
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から 7 日以内
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 358 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(第 2 工区)
鹿本郡植木町大字舞尾字花立 545 番 2 の一部、同 545 番 3、同 545 番 10 の一部及び同町字西古屋敷 100 番 10
7,625.82 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市御領三丁目 2 番 8 号
柚井克治

熊本県公告第 359 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市旭志新明字宇土林 2842 番、同 2857 番 1、同 2859 番、同 2860 番、同 2861 番 2、同 2862 番 1 の一部、同 2862 番 2 の一部並びに里道及び水路の一部
10,422.56 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市隈府 888 番地
菊池市長 福村三男

熊本県公告第 360 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下八町 2093 番 10
338.28 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市隈府 500 番地 21
有限会社ほらふき亭

熊本県公告第 361 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字山下 2187 番 1 の一部及び同 2187 番 3 の一部
966.60 平方メートル
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 1430 番地
藤原一文
-

熊本県公告第 362 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
堆肥造粒設備 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 3 月 14 日
- 4 落札者の名称及び所在地
正晃 株式会社 熊本営業所
熊本市長嶺東 7-11-46
- 5 落札金額
82,687,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 1 月 22 日

熊本県公告第 363 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
袋詰装置 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 3 月 14 日
- 4 落札者の名称及び所在地
エム・エム・ケー農業機械 株式会社 九州支店
菊池郡大津町室 1541
- 5 落札金額
31,395,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 1 月 22 日

熊本県公告第 364 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
膨潤材製造装置 3 基
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 3 月 14 日
- 4 落札者の名称及び所在地
太陽工業 株式会社
大阪市淀川区木川東 4-8-4
- 5 落札金額
68,250,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 1 月 22 日

熊本県公告第 365 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
堆肥化連続混合装置 1 基及び堆肥化混合装置（ミキサーフィーダー） 1 基
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 3 月 14 日
- 4 落札者の名称及び所在地
太陽工業 株式会社
大阪市淀川区木川東 4-8-4
- 5 落札金額
158,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 1 月 22 日